

頻度

-

手続者

-

期限

-



## POINT

- 労働保険を構成するのが、労災保険と雇用保険
- 保険料は「労働保険料」として、事業主が納付する

## 業務災害・通勤災害に役立つ「労災保険」

事業主には、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理責任が課されており、労働基準法にも労災事故が起きたときには、事業主が補償責任を負わなければならないことが定められています。

しかし、労災保険に加入しておけば、治療にかかる医療費や休業したときの補償を労災保険による給付でまかなうことができ、事業主は労働基準法上の補償責任を免れることができます。

労災保険では、労働基準法上の補償責任義務の対象外である通勤途中の病気やケガも補償対象としています。労災保険は事業主が加入し、保険料も全額事業主が負担します。そのため、給与からの天引きは必要ありません。

ただし、休業4日未滿の業務災害については、労災保険による給付ではなく、使用者が休業補償を行う必要があります。

## 労働者の生活や雇用をサポートする「雇用保険」

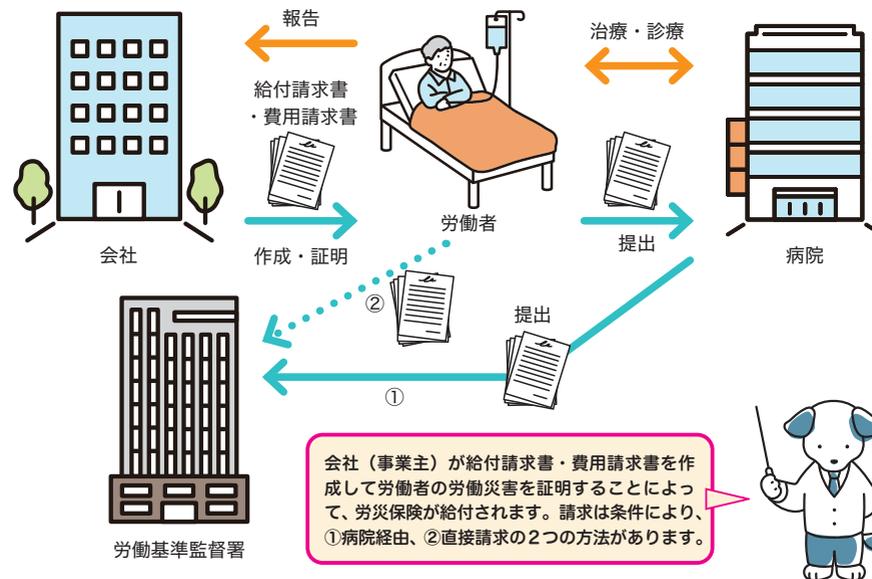
雇用保険は、労働者の生活や雇用を安定させ、再就職を促進するための保険制度です。会社をやめたときや早期に再就職したとき、育児休業したときなど、雇用保険にはさまざまな給付を受けられる制度が設けられています。

雇用保険の目的である労働者の生活や雇用の安定のために、雇用保険は事

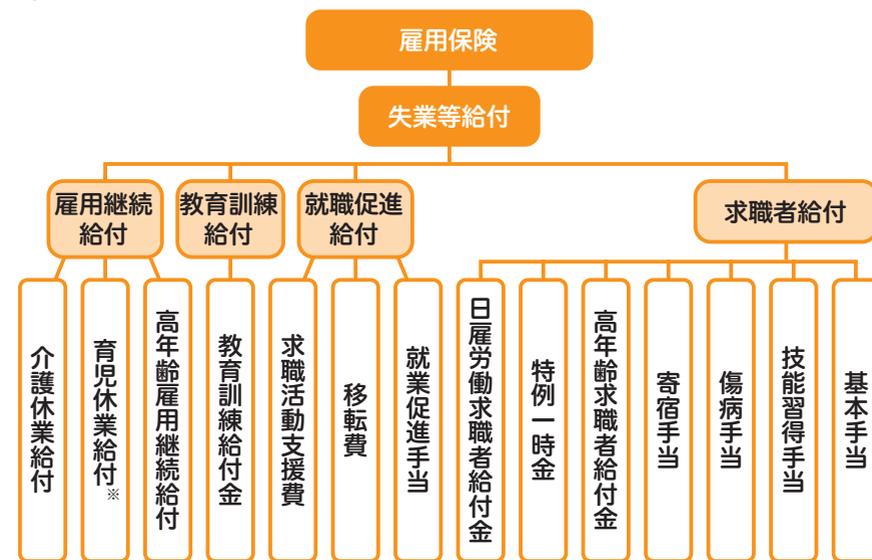
業主に対しても働きかけを行っています。その1つが**助成金**で、**トライアル雇用助成金**や**キャリアアップ助成金**など、さまざまな助成金制度が設けられています。助成金制度は定期的に変更されるので、会社で助成金制度を活用する際には、必ず最新の情報を得るようしましょう。

### 📌 労災保険のしくみ

#### ● 仕事中にケガをしてしまった場合



### 📌 雇用保険の給付金の種類



※実務上、ハローワークでは雇用継続給付として取り扱われる

**Advice** 労災保険と健康保険は同時に使うことができないので注意が必要。雇用保険にはさまざまな給付金が設定されているので、従業員の状況に合わせて会社でも案内できるとよい。

**Keyword** 助成金 雇用促進や人材育成など、労働環境の整備などを助成する目的で事業主に支給される支援金。



「労働保険 保険関係成立届 (様式第1号)」の記入例

書類内容 労働保険の適用事業になったときに提出する書類  
届出先 事業所管轄の労働基準監督署またはハローワーク

**POINT**  
「継続事業の一括」を受けている場合は「指定事業」を記入する

事業の内容が具体的にわかるように記入する

「労災保険率適用事業細目表」を参考にして記入する

50,000円以内

労災保険または雇用保険の適用事業となった年月日を記入する

保険関係が成立した日から、保険年度末までの期間に支払う賞金総額の見込額を記入する。1,000円未満は切り捨てる

該当保険年度において、1日に使用する平均労働者数の見込み人数を記入する

「継続事業の一括」を受けている場合は「指定事業」を記入する

「労災保険率適用事業細目表」を参考にして記入する

50,000円以内

労災保険または雇用保険の適用事業となった年月日を記入する

保険関係が成立した日から、保険年度末までの期間に支払う賞金総額の見込額を記入する。1,000円未満は切り捨てる

該当保険年度において、1日に使用する平均労働者数の見込み人数を記入する

「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書 (様式第6号)」の記入例

書類内容 労働保険の適用事業になったときに提出する書類  
届出先 事業所管轄の労働基準監督署またはハローワーク

**POINT**  
「保険関係成立届」に記載されている労働保険番号を記入する。まだ「保険関係成立届」の手続きが終わっていない場合は空白でよい

「保険関係成立届」と同じ人数を記入する。雇用保険加入者は別記載

記入不要

支払うべき額 (労災保険料と雇用保険料の合計) を記入する

記入不要

法人番号を記入する

「保険関係成立届」に記載されている労働保険番号を記入する

申告手続きが終わったから「領収済通知書」を切り離し、保険関係成立日の翌日から50日以内に概算保険料を納付する

※上記は記入例のため、保険料率は仮の数値での計算

# 入社時の労災保険・雇用保険の加入手続き

頻度 入社都度 手続者 事業主 期限 雇用した月の翌月10日



### POINT

- 雇用保険の資格取得手続きは雇用した月の翌月10日までにを行う
- 従業員ごとに加入手続きが必要なのは雇用保険だけ(労災保険は不要)

## 雇用保険の資格取得届は翌月10日までに提出

雇用保険の資格取得届は、労働者を雇用した翌月の10日が提出期限です。雇用保険の加入手続きの窓口である、事業所管轄のハローワークに提出しましょう。雇用保険被保険者資格取得届を作成してハローワークに提出すると、資格取得等確認通知書が交付されます。資格取得等確認通知書の右側は「雇用保険被保険者証」となっていますので、

従業員に渡しましょう。原則として添付書類は不要ですが、提出期限を過ぎてしまった場合には、賃金台帳や労働者名簿、タイムカードなど、その労働者を雇用したことおよびその年月日が証明できる書類が必要です。なお、労災保険は従業員ごとの手続きは不要です。

## 雇用保険被保険者番号とマイナンバーが必要

雇用保険被保険者資格取得届には、雇用保険の被保険者番号とマイナンバーの記載が必要です。前職などですでに雇用保険に加入したことがある人は、付与された被保険者番号があるのでその番号を用います。雇用保険被保険者証や離職票に記載されているので従業員に確認しましょう。

は、資格取得届の備考欄に【前職の会社名や勤務期間】を記入すれば、ハローワークで被保険者番号を照会してくれます。

マイナンバーを記入する際は、必ず本人確認を行います。もしも、従業員からマイナンバーの開示を拒否された場合は【開示を求めたが拒否されたため記載なし】と、記載できない理由を備考欄に明記しておきましょう。

もしこれらの書類を紛失したなどの理由で被保険者番号がわからない場合

**Keyword** 雇用保険被保険者証 雇用保険の被保険者であることを証明するもので、雇用保険の被保険者番号が記載されている。退職した後に失業給付を受給するときなどに必要。

### 「雇用保険被保険者資格取得届(様式第2号)」の記入例

書類内容 入社時の雇用保険加入の書類  
届出先 事業所管轄のハローワーク

**POINT**

採用時に定められた賃金(通勤手当等を含む)の月額と支払方法を記入する

雇用保険被保険者証や離職票を元に記入する。わからないときは空白

マイナンバーを記入

過去に被保険者になったことがない、または被保険者でなくなっているから7年以上経過している場合は「1新規」を、それ以外は「2再取得」の番号を記入する

結婚などによって氏名が変わった場合は、現在の氏名を記入する

雇用入れた日を記入する。試用期間や研修期間も含む

外国人を雇い入れたときは、雇用状況を記入する(62ページ)

**POINT**

雇用契約で定める1週間の労働時間を記入(1週間の所定労働時間が変わる場合には、平均した1週間の所定労働時間を記入する)

一般従業員の場合「7その他」を選択する

1. 個人番号: 0000000000000000

2. 被保険者番号: 1234-567891-0

3. 取得区分: 2 (1新規 2再取得)

4. 被保険者氏名: 山田 洋子

5. 変更後の氏名: ヤマダ ヨシコ

6. 性別: 2 (1男 2女)

7. 生年月日: 4-01-1201

8. 事業所番号: 1301-000000-00

9. 被保険者となった理由: 2

10. 賃金(支払の態様-賃金月額:単位千円): 1-0285

11. 資格取得年月日: 5-060401

12. 雇用形態: 7 (1日雇 2派遣 3パート 4有期契約労働者 5パート労働者 6役員 7その他)

13. 職種: 05 (01-11 第2面参照)

14. 就職経路: 1 (1自任 2安全研修 3研修紹介 4研修していない)

15. 1週間の所定労働時間: 4000

16. 契約期間の定め: 2 (1有 2無)

17. 被保険者氏名(ローマ字):

18. 在留カード番号:

19. 在留期間:

20. 資格外活動許可の有無:

21. 派遣・請負就業区分:

22. 国籍・地域:

23. 在留資格:

24. 取得時被保険者種類:

25. 番号複数取得チェック不要:

26. 国籍・地域コード:

27. 在留資格コード:

住所: 千代田区00町1丁目00ビル

事業主氏名: 株式会社GVコーポレート

代表取締役: 田中二郎

電話番号: 03-0000-0000

令和 6年 4月 2日

公共職業安定所長 殿

社会保険労務士記載欄

※ 所長 次長 課長 係長 係 操作者

確認通知 令和 年 月 日

# 産休中に賃金が出ない場合の 出産手当金の支給手続き

頻度 - 手続者 個人 期限 休業の日ごとにその翌日から2年以内



## POINT

- 産休中に給与が支給されなくても、健康保険から出産手当金が支給される
- 一定の要件を満たしている場合、退職者も申請できる場合がある

## 出産手当金を受け取れる対象者について

出産のために会社を休み、給料が支給されない場合、その間の収入を補償してくれるのが「出産手当金」の制度です。出産手当金は、出産日（出産予定日より遅れた場合は出産予定日）以前の42日（多胎妊娠は98日）から、出産の翌日から56日目までの範囲内で会社を休んで給与支給がない期間が支給対象です。支給手当額は被保険者の標準報酬月額によって異なります。

出産手当金の対象となるのは健康保険の被保険者のみで、被扶養者は対象

## 出産手当金の申請方法

被保険者が出産手当金を受け取るためには、協会けんぽまたは健康保険組合に申請が必要です。申請の際は、**出産手当金支給申請書**に必要事項を記載し、出産のための休業開始の翌日から2年以内に申請が必要です。申請は、産前産後休業の終了後に一括で請求もできますし、産前分、産後分など複数

となりません。出産日が予定よりも遅れた場合は、遅れた日数分の出産手当金を受け取ることができます。

予定日より早まった場合は、その分早くから支給が受けられますが、期間中に出勤して給与が支払われている日は出産手当金の対象外となります。

原則として会社をやめた人は、出産手当金を受給することはできません。ただし、資格喪失時に受給中または受給の条件を満たしていれば、退職後も受給できます（106ページ）。

回に分けて申請することも可能です。

申請書には、医師または助産師の証明が必要となります（申請書2ページ目）。1回目の申請が産後で、証明により出産日が確認できたときは、2回目以降の申請時には省略できます。申請書3ページ目の事業主の証明は毎回必要です。

## 📌 出産手当金と、その基となる標準報酬月額の計算方法

### ● 出産手当金の日額

支給開始日以前の継続した  
12カ月間の各月の  
標準報酬月額を平均した額

出産手当金の金額を出すためには、標準報酬月額と、そこから算出される1日あたりの金額を算出する

$$\div 30日 \times \frac{2}{3} = \text{出産手当金(日額)}$$

### ● 支給される出産手当金

例：標準報酬月額の12カ月の平均額が30万円で、出産前・出産後を合わせて90日会社を休んだ場合

$$30万円 \div 30日 \times \frac{2}{3} = 6,667円 \text{ (日額)}$$

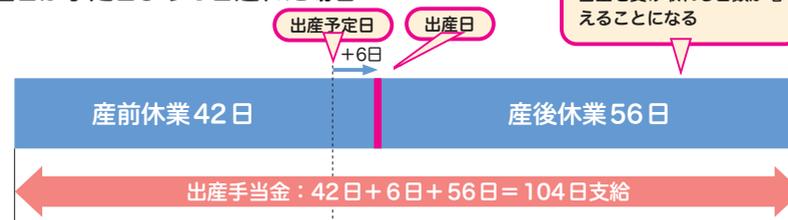
※小数点第1位は四捨五入

$$6,667円 \text{ (日額)} \times 90日 = 600,030円$$

の出産手当金が支給される

## 📌 出産日が予定日とずれたときの支給例

### ● 出産日が予定日より6日遅れた場合



### ● 出産が予定日より6日早くなった場合



**Advice** 出産前に申請する場合は、出産予定年月日の記載で申請できるが、その場合は出産後の申請時に出産年月日の証明が必要となる。

# 出生後休業支援給付金の手続き

頻度  手続き者  事業主  期限



## POINT

- 夫婦ともに育児休業取得の場合に、育児休業給付と合わせて支給
- 支給されると手取り給与とほぼ同水準となる

## 2025年4月から新設の「出生後休業支援給付金」

従来、育児休業を取得した場合には、休業開始から通算180日までは賃金の67%（手取り額の8割相当）、180日経過後は50%が支給されていました。しかし、夫婦ともに働き育児を行う「共働き・共育て」の推進（特に男性の育児休業取得促進）の観点から、2025年4月より「出生後休業支援給付金」が新設されます。

この給付金は、男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以

内に、夫婦（被保険者とその配偶者）ともに14日以上育児休業を取得する場合などに、休業期間中最大28日を限度に、休業開始前賃金の13%が支給されるというものです。給付されると、その間は従来からある育児休業給付金（出生時育児休業給付金）67%と合わせて80%が支給されるため、ほぼ休業前手取り額（100%相当）の給付を受けることができますようになります（右ページ下図）。

## 受給要件・受給できる期間・受給額など

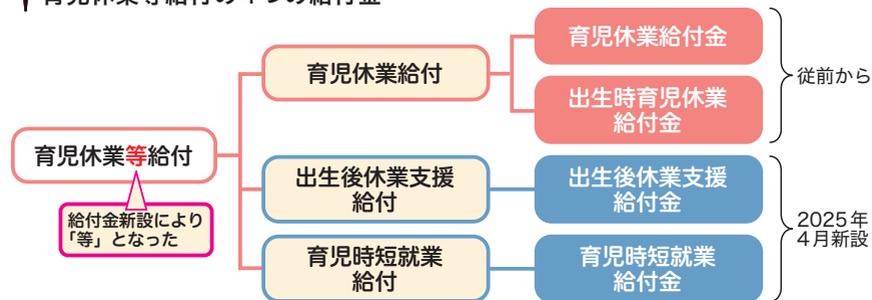
受給要件は、休業開始前に2年間で被保険者期間が12カ月以上あること、出生後休業が14日以上あることなどです。受給できる期間は最大で28日（複数回出生後休業取得の場合は合算して28日）、父親は子の出生後8週間以内、母親は産後休業終了後8週間以内です。受給額は、【休業開始前賃金日額×対象期間内の出生後休業日数

（上限28日）×13%】です。支給申請手続きは原則として事業主が行い、育児休業給付金・出生時育児休業給付金の申請と兼ねる予定です。

右ページ上図の通り、2025年4月から出生後休業給付金と育児時短就業給付金（122ページ）が新設されることで、育児休業給付は4つの給付金を用意されることになります。

**Advice** 執筆時点で申請書式などが公開されていないため、ハローワークインターネットサービスで確認（[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/app\\_guide.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/app_guide.html)）。

## 育児休業等給付の4つの給付金



## 出生後休業支援給付金の支給期間と支給額

### ● 支給期間

最大**28日**（複数回出生後休業を取得の場合は合算して）

父：出生後**8週間**以内、母：産後休業終了後**8週間**以内

### 受給要件

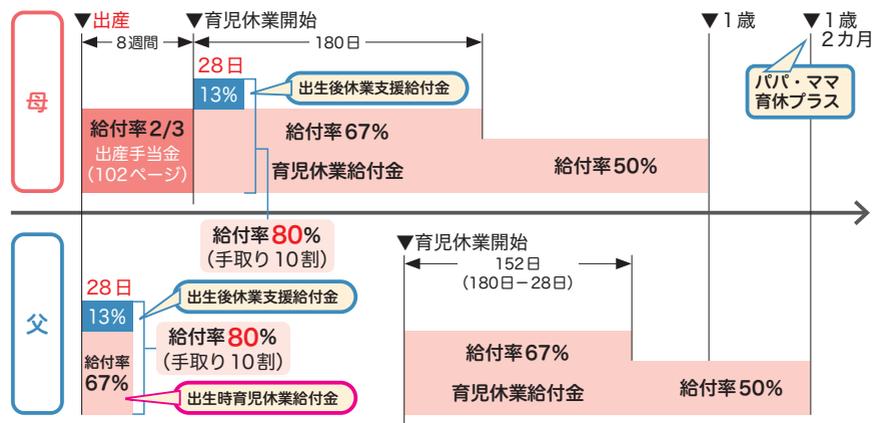
- 休業開始前に2年間で雇用保険の被保険者期間が12カ月以上ある
- 出生後休業が14日以上ある

### ● 支給額（休業中に賃金が支払われていない場合）

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{対象期間内の出生後休業日数} \times \frac{13}{100}$$



## 育児休業給付の給付イメージ



**Advice** 出生後休業支援給付金は、両親ともに育児休業を取ることが条件だが、配偶者がいない場合などにも支給される予定。



# 扶養家族のしくみについて 知ろう

頻度

-

手続者

-

期限

-



## POINT

- 被扶養者であれば保険料の負担なく給付を受けることができる
- 扶養親族がいる場合は、所得控除が受けられる

## 健康保険・厚生年金保険の扶養のしくみ

従業員の配偶者や子どもなどが健康保険の被扶養者として認定されると、保険料の負担なく健康保険に加入することができます。被扶養者になると、病気やケガ、出産や死亡時などに、健康保険からの給付を受け取ることができます。

健康保険で被扶養者になれるのは、被保険者の三親等以内の親族など、一定要件を満たす人が対象です。また、収入要件もあり、年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害を持つ人は180万円未満）であり、同居している場合は被保険者の年間収入の

2分の1未満、別居している場合は被保険者からの援助による収入額より少ない必要があります。被扶養者になるときや被扶養者から外れるときには、所定の手続きが必要です。

厚生年金保険における扶養は、配偶者が第3号被保険者（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者）に該当する場合があります。この場合、保険料の負担なく将来の年金を受け取ることができます。第3号被保険者は厚生年金保険には加入せず、国民年金にのみ加入することになります（20ページ）。

## 所得税における扶養のしくみ

所得税においても扶養の制度があり、扶養親族に該当する人がいる従業員は、一定の金額の所得控除が受けられます。所得控除を受ける場合も年収要件があり、年間の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は給与収入が103

万円以下）であることが扶養親族になる要件となっています。

健康保険の被扶養者と所得税の扶養親族とでは、年収要件以外にも要件が異なります（右ページ下表）。区別して手続きするように注意しましょう。

**Keyword** 所得控除 個人的な事情を鑑みて、税負担を調整する制度。扶養控除の他に社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除や配偶者控除などがある。

## 健康保険の被扶養者の範囲



数字は親等数（①一親等 ②二親等 ③三親等）

■ 同一世帯に属することは不要

□ 同一世帯に属することが条件

## 被扶養者・扶養親族と認定される要件

### 健康保険の被扶養者の要件

被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、兄弟姉妹で、主として被保険者に生計を維持されている人  
※必ずしも同居している必要はない

被保険者と同居して家計をともにし、主として被保険者の収入により生計を維持されている以下の人

- ① 被保険者の三親等以内の親族
- ② 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の人の父母および子
- ③ ②の配偶者が亡くなった後における父母および子

年間収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害を持つ人の場合180万円未満）であり、同居している場合は被保険者の年間収入の2分の1未満、別居している場合は被保険者からの援助による収入額より少ないこと

### 所得税の扶養親族の要件

配偶者以外の親族（六親等内の血族および三親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）または市町村長から養護を委託された老人であること

納税者と生計を一にしていること

年間の合計所得金額が48万円以下であること（給与のみの場合は給与収入が103万円以下）

青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないことまたは白色申告者の事業専従者でないこと

**Advice** 両親が共働きで健康保険の保険者の場合、子どもは原則として年間収入が多い方の扶養に入ることになる。

# 在職中の老齢厚生年金のしくみを知ろう

頻度

-

手続き

-

期限

-



## POINT

- 在職中の70歳未満の人は就労条件により厚生年金保険の加入義務がある
- 一定の要件を満たした場合、年金の支給は停止されることがある

## 在職している60～70歳の老齢年金

年金を受け取っていても在職している70歳未満の従業員は、原則として厚生年金に加入する義務（保険料納付義務）があります。老齢厚生年金も老齢基礎年金も、在職していて給与を得ながら（保険料を納付しながら）受け取ることができます。

厚生年金に加入しながら受け取る老齢厚生年金を在職老齢年金といいます。従業員の在職老齢年金額については、加入期間中の給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。これは「基本月額」と「総報酬月額相当額」の合計によって決まります（204ページ）。基本月額とは、加給年

金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額で、総報酬月額相当額とは、毎月の賃金（標準報酬月額）+1年間の賞与（標準賞与額）を12で割った額のことです。

老齢厚生年金が一部でも支給されるときには加給年金額は全額支給されます。老齢厚生年金が全額支給停止されると、加給年金も全額停止となります。

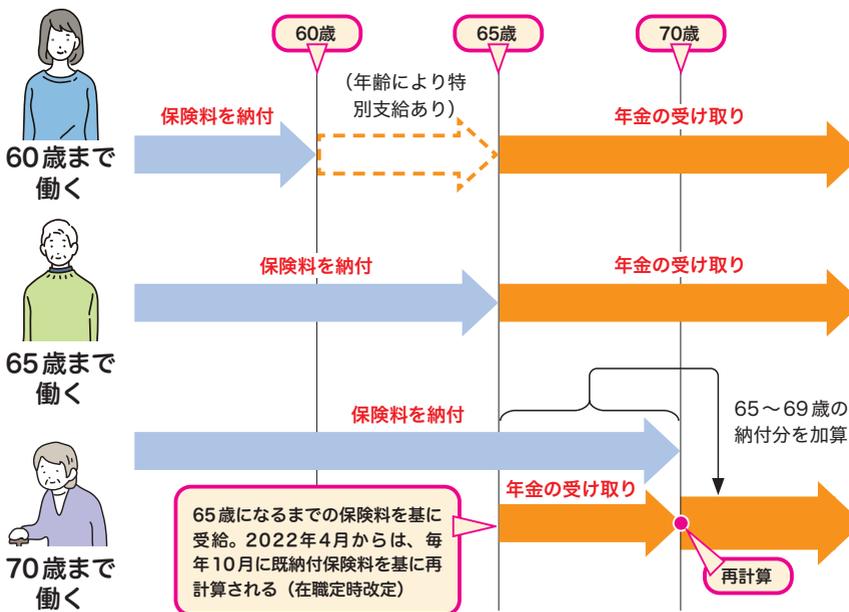
また原則として、70歳以上の従業員は厚生年金保険に加入する義務はありません。70歳以上の従業員の在職老齢年金額については、在職中の「標準報酬相当額」と「標準賞与額相当額」によって計算することになります。

## 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

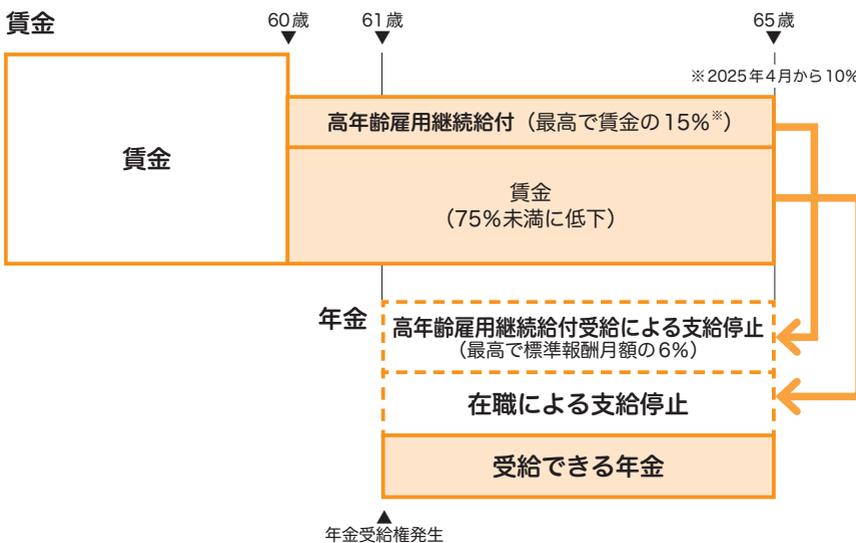
厚生年金保険の被保険者で、特別支給の老齢厚生年金（198～199ページ）を受け取っている人が雇用保険の高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金→190ペ

ージ）を受けるときは、在職による年金の支給停止に加えて、年金の一部が支給停止されます。停止額は最高で標準報酬月額の6%です。

## 60～70歳の在職中などの老齢年金



## 雇用保険の高年齢雇用継続給付と特別支給の老齢厚生年金との調整



出典：日本年金機構「老齢年金ガイド（令和6年度版）」

**Advice** 基本月額は、厚生年金基金に加入していた期間がある場合、加入しなかったと仮定して計算した、老齢厚生年金の年金額を基に算出する。

# 08

## 算定基礎届の記入方法

頻度 年に1回 手続者 事業主 期限 7月1日~10日



### POINT

- 算定基礎届の記入に先立ち、対象者を確定しよう
- 電子申請はIDとパスワードがあれば簡単に利用できる

### 算定基礎届の記入準備をしよう

算定基礎届を作成するための準備として、まずは対象者を確定しましょう。7月1日現在の全被保険者と70歳以上被用者から、①6月1日以降に被保険者の資格を取得した人、②6月30日以前に退職した人、③7月改定の月額変更届を提出する人を対象から外します。

算定基礎届の用紙は、6月下旬まで

### 算定基礎届の届け出について

算定基礎届が記入できたら、7月10日までに年金事務所などに提出します。年度によっては7月10日が休日となるため、締め切りの日が変動することがあります。

提出方法は、電子申請、電子媒体(CDまたはDVD)、郵送、窓口持参から選ぶことができます。電子申請は、e-Govから電子証明書を利用する他、「GビズID」というIDとパスワードを

の間に年金事務所などから事業主宛に送られてきますが、対象となる人がすべて記載されているわけではありません。すでに記載されているのは、5月中旬の時点で年金事務所などが把握している対象者だけなので、必要に応じて情報を追加したり削除したりする必要があります。

取得して行うこともできます。GビズIDは無料で取得することができ、電子証明書も必要ありません(278ページ)。

電子媒体で提出する場合は、日本年金機構のホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードして行います。提出する際には、事業所名称、事業所整理記号などを記載したラベルを電子媒体に貼りつけましょう。

**Keyword** GビズID 1つのID/パスワードで複数の行政サービスにアクセスできる認証システム。算定基礎届以外にも用途が広がっている。

### 「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届」の記入例

書類内容 社会保険の定時決定を行うときに提出する書類  
届出先 事業所管轄の年金事務所・年金事務センターまたは健康保険組合

**POINT**  
被保険者の整理番号・氏名・生年月日・従前の標準報酬月額などはすでに印字されている

令和 6 年 7 月 5 日提出

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届  
厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

提出者記入欄  
事業所整理記号 010 カワシ  
事業所所在地 千代田区〇〇町1丁目〇〇ビル  
事業所名称 株式会社GVコーポレート  
事業主氏名 代表取締役 田中二郎  
代表者印 〇三(〇〇〇〇)〇〇〇〇

受印欄  
社会保険労務士記載欄

申請する年の9月 該当するものがある場合○で囲む

元号は昭和「5」、平成「7」

**POINT**  
遡及分支払月とその遡及差額分を記入する

月	日	標準報酬月額	標準報酬加算額	標準報酬月額	標準報酬加算額	標準報酬月額	標準報酬加算額	標準報酬月額	標準報酬加算額
7	31	260	0	260	0	260	0	260	0
5	31	250,000	0	250,000	0	250,000	0	250,000	0
6	31	250,000	0	250,000	0	250,000	0	250,000	0
14	31	200	0	200	0	200	0	200	0
4	31	200,000	0	200,000	0	200,000	0	200,000	0
5	30	200,000	0	200,000	0	200,000	0	200,000	0
6	12	110,000	0	110,000	0	110,000	0	110,000	0
19	31	220	0	220	0	220	0	220	0
4	31	210,000	0	210,000	0	210,000	0	210,000	0
5	30	210,000	0	210,000	0	210,000	0	210,000	0
6	31	210,000	0	210,000	0	210,000	0	210,000	0
30	0	190	0	190	0	190	0	190	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**POINT**  
通貨で支払われる額を記入。算定基礎届の集計対象にならない17日未満の月も記入する

「10日数」が17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月の報酬の合計額

「15」の額を基に標準報酬月額を決定できない時の修正額

現物給与(食事・住宅など)の額を記入する

遡及差額分を記入する

マイナンバー(基礎年金番号)は、70歳以上被用者のみ記入する

⑭の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

⑮の額を基に標準報酬月額を決定できない時の修正額

①の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

②の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

③の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

④の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

⑤の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

⑥の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

⑦の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

⑧の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

⑨の金額を17日以上(17日以上のパートは15日以上)の月数で割った額

# 事業所の名称・所在地が変わったときの手続き

頻度 発生の都度 対象者 事業主 期限 5日以内・10日以内



## POINT

- 事業所名変更や他都道府県への移転の場合は健康保険証が新しくなる
- 労働保険は一元適用事業と二元適用事業で書類の提出先が変わる

## 名称や所在地の変更による社会保険の手続き

健康保険・厚生年金保険では、事業所の名称・所在地に変更があった場合、変更から5日以内に管轄の年金事務所または健康保険組合に**適用事業所名称/所在地変更（訂正）届**を提出します。添付書類として法人登記簿謄本のコピーが必要です。所在地の変更（同時に名称変更の場合を含む）で管轄の年金

事務所が変更になる場合は、変更前の所在地を管轄する年金事務所に書類を提出します。管轄の年金事務所が他都道府県へ変わると、協会けんぽ加入事業所の場合、従業員の持つ健康保険証も新しいものになります。他の都道府県に移転すると、健康保険料率が変更になる場合があります。

## 名称や所在地の変更による労働保険の手続き

労働保険の手続きには、①労働基準監督署に、**労働保険名称、所在地等変更届（様式第2号）**を提出し、②ハローワークに、**雇用保険事業主事業所各種変更届**を提出する2つがあります。どちらも提出期日は、名称または所在地の変更があった日の翌日から10日以内です。注意が必要なのは、**一元適用事業**と**二元適用事業**で書類の提出先が変わるということです。一元適用事業は**労働保険名称、所在地等変更届（様式第2号）**を移転後管轄の労働基

準監督署に提出します。控えを受け取ったら、**雇用保険事業主事業所各種変更届**に添付し、移転後管轄のハローワークに提出します。

二元適用事業は、**労災保険**については、**労働保険名称、所在地等変更届**を移転後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出します。雇用保険については**労働保険名称、所在地等変更届**と**雇用保険事業主事業所各種変更届**を移転後管轄のハローワークに提出します。

**Keyword** 一元適用事業 労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等を1つにまとめて行うもの。  
二元適用事業 労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等をそれぞれ個別に行うもの。

## 「健康保険・厚生年金保険 適用事業所名称/所在地変更（訂正）届」の記入例

書類内容 事業所の名称・所在地に変更があるときに使用する書類  
届出先 移転前管轄の年金事務所または健康保険組合

### ● 所在地変更（他都道府県への移転）の例

### ✦ 社会保険と労働保険の事業所の名称・所在地変更

	変更する内容	届出書	提出先	提出期限
社会保険	● 事業所の所在地 ● 事業所の名称 (同一の年金事務所の管轄地域内で所在地および名称を変更する場合)	適用事業所名称/ 所在地変更(訂正)届	管轄の年金事務所または健康保険組合 (管轄外への移転のときは移転前管轄へ)	事実発生から5日以内
労働保険	● 事業主の住所 (法人の場合、主たる事務所の所在地) ● 事業主の名称・氏名 (法人の場合、代表者の変更は届け出不要) ● 事業・事業所の名称 ● 事業・事業所の所在地 ● 事業の種類	一元適用事業 労働保険 名称、所在地等変更届 (様式第2号)*	移転後の所在地を管轄する労働基準監督署	変更があった日の翌日から起算して10日以内
		二元適用事業 <労災保険分> 労働保険 名称、所在地等変更届 (様式第2号) <雇用保険分> ● 労働保険 名称、所在地等変更届 (様式第2号) ● 雇用保険 事業主事業所各種変更届	移転後の所在地を管轄するハローワーク	

**Advice** 他の都道府県への移転の場合、一括有期事業（251ページ）については、移転前事業所で労働保険の確定申告を行い、移転後事業所で新規に保険関係の成立と概算保険料の申告が必要。

# 電子申請 (e-Gov) のしくみと流れを知ろう

頻度 - 対象者 事業主 期限 -



## POINT

- e-Gov 電子申請では多くの社会保険・労働保険の手続きを行うことができる
- 無料で登録でき、電子証明書が不要になる G ビズID が便利

## 会社から各種電子申請ができる「e-Gov」とは

社会保険や労働保険などの各種行政手続きは、紙やCD・DVDなどで提出する方法以外に、現在では電子申請が追加されています。電子申請の窓口となるのが「e-Gov」という総務省が運営しているポータルサイトで、社会保険・労働保険の多くの手続きを行うことができます。e-Govを使えば、各省庁等のホームページを1つひとつ開く必要がありません。24時間いつでも

どこでも会社のパソコン等から手続きができるため、各手続き機関に行く手間が省け、書類の郵送費も節約することもできます。

なお、2020年4月からは特定の法人（資本金等が1億円を超える法人等）については、社会保険・労働保険の一部手続きを必ず電子申請で行うよう義務化されています（一部例外あり）。

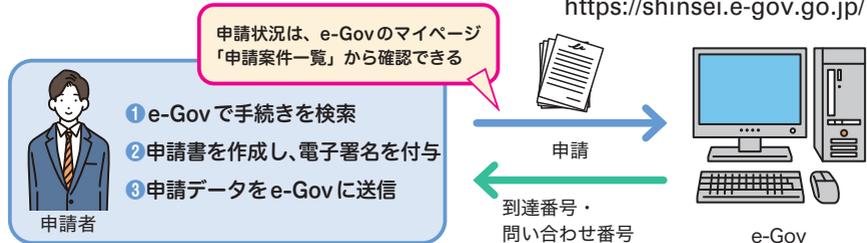
## G ビズIDの取得で電子申請がさらに便利に

e-Govを利用するには、従来は必ず電子証明書を取得する必要がありました（280ページ）。電子取引において、書面取引における「実印・印鑑証明書」の代わりとなるものです。信頼できる第三者（認証局）に間違いなく本人であることを電子的に証明してもらうしくみです。電子証明書を取得・維持するためには数千円から数万円の費用がかかる上に、取得するまでの流れが複雑であるというデメリットがあり

ました。

しかし、2020年4月からGビズIDとって、1つのID・パスワードでe-Govをはじめさまざまな行政サービスにログインできる共通認証システムが登場しました。これにより無料で簡単に手続きが行えるようになりました。これからe-Govを使うという人は、GビズIDを取得して利用するといでしょう。

## e-Govの利用イメージ



## e-Govアカウントについて

アカウント（ID）とは、Webサービスなどを利用するための権限が付与された識別名のことです。「e-Gov アカウント」「G ビズ ID」「Microsoft アカウント」のいずれかを利用することで、e-Gov 電子申請サービスを利用できます。

## e-Govで利用できるアカウントサービス

サービス名	G ビズID	e-Gov アカウント	Microsoft アカウント
概要	1つのID・パスワードでさまざまな法人向け行政サービスにログインできる共通認証システム https://gbiz-id.go.jp/top/	e-Govが発行するアカウント	マイクロソフトが提供するサービスで利用することができるアカウント

印鑑証明の郵送と2週間程度の審査期間がある

オンラインで即時取得できる

## ONE 電子媒体（CD・DVD）による届け出について

日本年金機構のホームページから「届出作成プログラム」をダウンロード（無償）し必要事項を入力した後、提出用CD・DVDを作成して年金事務所へ提出します。申請可能な届け出は以下の通りです。

**資格取得届／資格喪失届／算定基礎届／月額変更届／賞与支払届／被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届**

また算定基礎届や賞与支払届などで電子媒体を利用する届け出をしておくと、届け出期間になった際に、日本年金機構から「ターンアラウンドCD」が送られてきます。このCDには、届け出に必要な被保険者の情報があらかじめ入力されています。

参考 日本年金機構ホームページ「電子媒体申請」  
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/denshibaitai/denshibaitai.html

**Keyword** ターンアラウンドCD 日本年金機構から送付される被保険者のデータが収録されたCD。このCDは、届書作成プログラムでのみ読み込み可能で、使用することでより簡単に届書の作成が可能となる。